

司法書士

レベルを体感！
「パーフェクトローラー講座」模擬講義

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 255852

SU25585

パーフェクトローラー講座 模擬講義

司法書士講師 根本正次

図表を使って知識を、整理しながら「しっかりとしたインプット」を

ポイント ① 「図表で整理」された「繰り返ししやすい」オリジナルテキスト

ある程度の受験回数があり、十分な知識量を学んできたはずの方が合格点に届かない原因はどこにあるのでしょうか。ひとつの原因は知識の混乱です。多くの知識があるために区別がつかなくなってしまうのです。

また、覚えたはずの知識でも、繰り返さない（繰り返せない）うちに、時間とともに「うろ覚え」の状態になることも原因として挙げられます。

本講座では、司法書士試験の膨大な知識を「正確に」「素早く」整理するため、知識をコンパクトに図表化したテキストを提供します。こちらは、LEC が長い年月をかけて作り上げている合格者絶賛の教材です。

ポイント ② 合否を分ける分野・論点に絞った「合格に効くメリハリ」をつけた講義

司法書士試験の問題には、「受験生であれば、まず間違えてはいけない問題」「知識がないと二択に追い込まれる問題」「取れなくてもしょうがない問題」があります。

この講座では、主に「知識がないと二択に追い込まれる問題」の部分を説明します（次ページの図表を参照）。

近年の司法書士試験の合否を分けるのは、この分野の出来・不出来なのです。

これにより、確実な基準点突破と、基準点+ α を目指していきます。

ポイント ③ インプットテキストでアウトプットをする！

アウトプットメインの学習は、

- ・ 学習しやすいという利点がありますが
- ・ 問われたところしか答えられなくなるというデメリットがあります。

一方、インプットメインの学習は、

- ・ 網羅性があるというメリットがありますが、
- ・ 学習の達成感がない、学習しにくいというデメリットがあります。

本テキストでは、「インプットテキストで、アウトプットできる」ことを目指しています。

具体的には、図表の各所に暗記というマークを入れています。

これがある図表は、復習時に「図表を隠して中身が言えるか」を試してください。それがアウトプットになります。

講義期間中は、インプット講義とは別に多くの問題を解く必要はありません。

指摘した問題と、この講義の暗記に専念してください。

【令和6年度 午後の部択一式 試験】

出題番号	科目	範疇	内容	形式	正答率	
1	民訴	当事者	訴訟能力		50.0	B
2	民訴		裁判上の自白	対話	74.6	A
3	民訴		争点及び証拠の整理手続		56.2	B
4	民訴	証拠	書証		58.3	B
5	民訴	訴訟の終了	第一審の訴訟手続における判決		92.7	A
6	民保		民事保全		64.9	B
7	民執		民事執行（主に債権執行）		35.8	C
8	書士		司法書士又は司法書士法人		80.4	A
9	供託	各論	弁済供託		78.8	A
10	供託		供託官の審査等		50.2	B
11	供託	総論	供託物の払渡請求権の処分等		73.5	A
12	不登		書面による登記の申請の代理	事例/対話	44.8	B
13	不登		申請情報の内容	事例	61.2	B
14	不登		権能なき社団の登記	事例/対話	70.9	A
15	不登		不動産登記の添付情報	事例	63.2	B
16	不登		住所を証する情報	事例	80.6	A
17	不登		登記識別情報の提供	事例/長文	69.6	B
18	不登		農地法の許可を証する情報		73.5	A
19	不登	各論	登記名義人の氏名住所変更の登記	事例/長文	83.7	A
20	不登	各論	所有権の登記	事例/長文	60.6	B
21	不登	各論	所有権の更正の登記	事例/長文	86.2	A
22	不登	各論	遺言執行者がある場合の遺贈の登記	事例/長文	57.9	B
23	不登	各論	敷地権付き区分建物の登記		83.1	A
24	不登	各論	抵当権又は根抵当権の登記	事例/長文	80.4	A
25	不登		オンライン申請と書面申請		74.2	A
26	不登		仮登記	事例/長文	66.0	B
27	不登		登録免許税（税率メイン）		84.2	A
28	商登	総論	商業登記における証明書		27.9	C
29	商登	設立	株式会社の設立の登記		49.5	B
30	商登	株式	株式の譲渡制限に関する規定の登記		42.0	B
31	商登	株式	新株予約権の登記等		63.2	B
32	商登	機関	非公開会社の取締役又は代表取締役の登記		42.7	B
33	商登	持分会社	合同会社の登記		44.6	B
34	商登	組織再編	組織再編の登記	対話	64.3	B
35	商登	法人	一般社団法人の登記		27.4	C

- Aランク : 正答率が70%～
 Bランク : 69%～40%
 Cランク : 正答率が39%以下

第5編 一般社団法人等の登記

第1節 基礎知識

【図表1 ガイドライン **暗記**】

機関設計；必要機関→○，任意機関→△

		一般社団法人	一般財団法人
法人格の付与の対象		一定の目的のために結合した「人」の集合 →社員（構成員）が存在する	一定の目的のために結合された一団の「財産」 →社員（構成員）が存在しない
機関設計	社員総会	○	—
	評議員	—	○
	評議員会	—	○
	理事	○	
	理事会	△	○
	監事	△ 理事会設置一般社団法人 →○ 会計監査人設置一般社団法人 →○	○
会計監査人	△ 大規模一般社団法人※1→○	△ 大規模一般財団法人※1→○	
設立	員数	2名以上の「社員」が必要	1名以上の「設立者」でよい
	遺言による設立	できない	できる
	財産保有規制	なし	300万円以上の財産を拠出しなければならない
法人格の取得		主たる事務所の所在地における設立の登記（法人22・163）〔民昭55-16-5，平11-1-エ〕（×主務官庁の許可）	
「目的」の制限		「剰余金の分配」を目的としてはならない〔平6-31-5，民平11-1-オ〕（事業には格別の制限は設けられていない。公益的事業・共益的事業・収益的事業も可。）※2	

※1 「大規模一般社団法人」・「大規模一般財団法人」の意義

最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額（負債額）の合計額が200億円以上である一般社団（財団）法人をいう（法人2②③）。〔令7-35-オ〕

会社法における「大会社（会社2⑥）」のような「資本金の額」による基準（会社2⑥イ）に相当するものは、存在しない（「一問一答公益法人関連三法」p20Q15）。

※2 収益事業の登記の可否

一般社団法人の「目的」は、定款の絶対的記載事項であり（法人11Ⅰ①），かつ登記事項であるが（法人301Ⅱ①）。一般社団法人であっても，法人の目的の達成のために「収益事業」を行うことは差し支えなく（昭35.10.7民甲2531号），収益事業について登記することもできる。〔平8-33-ア，平23-34-ア〕

【図表 2 各法人の定款の絶対的記載事項・横断整理】

株式会社 (会社 27・37・98)	持分会社 (会社 576 I)	一般社団法人 (法人 11)	一般財団法人 (法人 153)
①目的 ②商号 ③本店の所在地 ④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額 ⑤発起人の氏名または名称及び住所 ⑥発行可能株式総数	①目的 ②商号 ③本店の所在地 ④社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準 ⑤社員の氏名又は名称及び住所 ⑥社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別	①目的 ②名称 ③主たる事務所の所在地 ※ 1 ④設立時社員の氏名又は名称及び住所 ⑤社員の資格の得喪に関する規定 ⑥公告方法 ※ 3 ⑦事業年度	①目的 ②名称 ③主たる事務所の所在地 ④設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額 ⑤設立者の氏名又は名称及び住所 ⑥設立時評議員，設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項 ⑦設立しようとする一般財団法人が会計監査人設置一般財団法人であるときは，設立時会計監査人の選任に関する事項 ⑧評議員の選任及び解任に関する事項 ※ 2 ⑨ 公告方法 ※ 3 ⑩ 事業年度

※ 1 一般社団法人の社員は，出資の必要はないが，経費支払義務がある。

【図表 3 一般社団法人の社員の経費支払義務】

規定内容	社員は，定款で定めるところにより，一般社団法人に対し，経費を支払う義務を負う（法人 27）
経費の意義	一般社団法人の事業活動において経常的に生じる費用
具体例	事務所の賃料，法人税等の公租公課，決算公告の費用など

※2 許されない定款の定め

「理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する」旨の定款の定めは、その効力を有しない（法人153Ⅲ①）。

※3 公告方法（法人331）

【図表4 一般社団（財団）法人の公告方法 **暗記**】

可→○，不可→×

	一般社団法人 一般財団法人	会社（会社939Ⅰ）
①官報に掲載する方法	○	○
②時事に関する事項を掲載する 日刊新聞紙に掲載する方法	○	○
③電子公告	○（注）	○
④主たる事務所の公衆の見やすい 場所に掲示する方法	○ [平23-34-エ] [令6-35-イ]	×
⑤定款で公告方法を定めないと	×	○（任意的記載事項） 定款で公告方法を定めなかった場合には、公告方法は「官報に掲載する方法」となる（会社939Ⅳ）

（注）一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。[令7-35-ア]

[令7-35-ア] 公告方法を電子公告としたときは、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法を登記することはできない。	○
[令4-35-オ] 2以上の一般社団法人が新設合併をした場合においては、新設合併消滅法人が債権者保護手続に係る公告を官報及び定款の定めに従って主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法によりしたときであっても、知っている債権者がいない場合を除き、新設合併による設立の登記の申請書には、知っている債権者に対して各別の催告をしたことを証する書面を添付しなければならない。	○

【図表 5 一般財団法人の定款例】

一般財団法人〇〇会定款（抜粋）

（名称）

第 1 条 この法人は、一般財団法人〇〇会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

（目的）

第 3 条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 〇〇に関する調査及び研究
- 二 〇〇に関する広報活動
- 三 〇〇に関する意見の表明

（設立者及び財産の拠出）

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名	住所	財産	価額
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	金銭	〇〇〇万円
〇〇〇〇	〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号	絵画	〇〇〇万円

（評議員）

第 9 条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

（中略）

（定款の変更）

- 第 31 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

（残余財産の帰属）

第 33 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 34 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 35 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

附 則

- 1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。
- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

設立者 〇〇 〇〇
 設立者 〇〇 〇〇
 設立者 〇〇 〇〇

【図表 6 一般社団（財団）法人の登記事項（主たる事務所の所在地）**暗記**】

	一般社団法人 (法人 301Ⅱ)	一般財団法人 (法人 302Ⅱ)
目的	○	○
名称	○	○
主たる事務所の所在場所	○	○
従たる事務所の所在場所	○	○
存続期間（定款に定めがあるとき）	○ [平 25-35-イ]	○
解散の事由（定款に定めがあるとき）	○	○
電子提供措置をとる旨の定款の定め	○	×
資産の総額	×	× [平 24-35-イ]
基金の額	× [平 23-34-オ] [平 28-35-オ]	—
理事	○（氏名）	○（氏名）
代表理事	○（氏名・住所）	○（氏名・住所）
理事会設置法人である旨	○	×
評議員	—	○（氏名） [令 6-35-ア]
評議員会設置法人である旨	—	× [令 3-34-ア]
社員	× [平 23-34-イ]	—
社員の資格の得喪に関する定め	× [平 25-35-オ]	—
設立者	—	×
監事	○（氏名）※ 1	○（氏名）※ 1
監事設置法人である旨	○	× [平 29-35-ウ] ※ 2
会計監査人	○（氏名または名称）	○（氏名または名称）
会計監査人設置法人である旨	○	○
仮会計監査人の氏名	○（氏名または名称）	○（氏名または名称）
役員等の責任免除についての定め	○	○ ※ 3
非業務執行理事等の責任の限度に関する契約	○	○ [平 29-35-イ] ※ 4
貸借対照表等の電磁的開示関係事項	○（ウェブページのアドレス）	○（同左） [令 6-35-オ]
公告方法	○	○
電子公告関係事項	○	○

※ 1 株式会社のように会計限定できる規定はない [令 4-35-エ]

※ 2 清算中は登記事項になる [平 24-35-ア/令 6-35-ウ]

※ 3 評議員の一般財団法人に対する損害賠償責任については、評議員会決議による責任の一部免除及び理事会による免除に関する定款の定めは許されない。これは「評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これより軽い要件による免除の制度を認める必要がない」ことが理由とされている（一問一答・140頁）。

※ 4 評議員は責任限定契約を締結することができない。

【図表 7 ある一般社団法人（理事会設置一般社団法人・監事設置一般社団法人・会計監査人設置法人の場合）の主たる事務所の登記記録例（平 20.9.22 民商 2529 号依命通知第 1 節第 1.1 (2)・(3)】

名称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成 21 年 4 月 1 日
目的等	目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とする とともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	理事 甲野太郎
	理事 乙野次郎
	理事 丙野五郎
	東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号 代表理事 甲野太郎
	東京都大田区鶴の木二丁目 9 番 1 5 号 代表理事 乙野次郎
	監事 丁野六郎
	会計監査人 監査法人桜会
従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目 1 6 番 5 8 号
存続期間	法人成立の日から満 50 年
理事会設置法人に 法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関 する事項	監事設置法人
会計監査人設置法 人に関する事項	会計監査人設置法人
登記記録に関する 事項	設立 平成 21 年 4 月 1 日登記

【図表 8 ある一般財団法人の主たる事務所の登記記録例（平 20. 9. 22 民商 2529 号依命通知第 2 節第 1. 1 (1)）】

名称	一般財団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成 2 1 年 4 月 1 日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	評議員 甲野太郎
	評議員 乙田春子
	評議員 丙川三郎
	理事 丁山四郎
	理事 戊沢五郎
	理事 己島夏江
	東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号 代表理事 丁山四郎
	東京都大田区鶴の木二丁目 9 番 1 5 号 代表理事 戊沢五郎
	監事 庚塚七郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号
	3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目 1 6 番 5 8 号
存続期間	法人成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 2 1 年 4 月 1 日登記

第2節 設立

1 概略

【図表 9 一般社団法人及び一般財団法人の設立手続】

一般社団法人の設立手続	一般財団法人の設立手続	
	生前処分による場合	遺言による場合
設立時社員 2 人以上による定款作成（法人 10） [令 7-35-エ]	設立者による定款作成 （法人 152 I）	設立者が遺言で定款の内容を定める（法人 152 II） ↓ 遺言の効力発生後、遺言執行者による定款作成（注）
↓	↓	↓
定款の認証（法人 13）	定款の認証（法人 155）	定款の認証（法人 155）
↓	↓	↓
	設立者による 財産の抛出の履行（法人 157）	遺言執行者による 財産の抛出の履行（法人 157）
↓	↓	↓
設立時役員等（理事、監事、会計監査人）を定款で定めなかった場合には、設立時社員による選任（法人 15～17）	設立時役員等（評議員、理事、監事、会計監査人）を定款で定めなかった場合には、定款所定の方法による選任（法人 159）	
↓	↓	
設立時理事等による設立手続の調査（法人 20 I）	設立時理事及び設立時監事による設立手続の調査（法人 161）	
↓	↓	
理事会設置一般社団法人の場合には、設立時代表理事の選定（法人 21）	設立時代表理事の選定（法人 162）	
↓	↓	
定款に定めがある場合には、基金の募集・抛出（法人 131）		
↓	↓	
主たる事務所の所在地における設立の登記（法人 22）	主たる事務所の所在地における設立の登記（法人 163）	

（注）遺言書及び設立者の死亡を証する書面並びに遺言執行者の資格を証する書面を添付することを要しない（法人 319 II 参照，吉岡・Q&A 法人登記の実務 P 171）。[令 3-34-ウ]

2 定款の作成

2-1 定款の作成者

【図表 10 原始定款の作成者・原始定款に署名（記名押印）義務を負う者・発起人制度】

論点	種類	持分会社	株式会社	一般 社団法人	一般 財団法人
原始定款の作成者 署名（記名押印） 義務を負う者		社員になろうと する者 [会平19-28-ア]	発起人 [会平19-28-ア]	設立時社員 (2人以上)	設立者 (遺言執行者)
発起人制度		なし	あり	なし	

2-2 法人が設立時社員等になることができるか

【図表 11 法人が設立者・設立時社員・発起人になることができるか】

なることができる→○，できない→×

論点	種類	一般社団法人 (設立時社員)	一般財団法人 (設立者)	株式会社（発起人） [会昭59-30-1， 平3-36-ア]
A一般社団法人，A一般財団法人 又はA株式会社の設立において 「B法人」が設立時社員，設立者又 は発起人になることができるか		○	○	○ [平3-37-2， 平18-30-ア]

3 公証人による定款の認証

【図表 12 設立登記における定款についての公証人の認証の要否】

公証人の認証が必要→○，不要→×

株式会社			持分会社		一般社団 (財団) 法人
通常の設立	組織再編による 設立	特例有限会社から の移行による設立	通常の設立	種類変更・組織変 更による設立	
○	×	×	×	×	○ [令4-35-ア]

4 設立時理事等の選任・選定

【図表 13 一般社団法人の設立時役員等の意義・選任等（法人 15・17・21）】

	必要性	員数	選任の方法
(イ) 設立時理事	必要的	理事会非設置一般社団法人 → 1人以上 ----- 理事会設置一般社団法人 → 3人以上	①定款 又は ②設立時社員の議決権 の過半数
(ロ) 設立時監事	「監事設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合、 1人以上	
(ハ) 設立時会計監査人	「会計監査人設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合、 1人以上	
(ニ) 設立時代表理事	「理事会設置一般社団法人」となる場合、選定しなければならない	理事会設置一般社団法人となる場合、1人以上	設立時理事の過半数 (注)

(注) 理事会「設置」一般社団法人における選定方法である。

【図表 14 一般財団法人の設立時評議員等の意義・選任等（法人 159・160・162）】

	必要性	員数	選任の方法
(イ) 設立時評議員	必要的	3人以上	①定款 又は ②定款に定めた 選任方法（注）
(ロ) 設立時理事	必要的	3人以上	
(ハ) 設立時監事	必要的	1人以上	
(ニ) 設立時会計監査人	「会計監査人設置一般社団法人」となる場合に設置する	設置する場合 1人以上	設立時理事の 過半数
(ホ) 設立時代表理事	必要的	1人以上	

(注) 具体例（「杉浦（下）」p4、「法人登記Q&A」p35Q6）

I 定款に定める設立時評議員の選任方法の具体例

- i 定款の定めに基づき、設立時評議員の選任のための任意の機関によって選任する方法
- ii 定款の定めに基づき、外部の特定の者に選任を委ねる方法

II 定款に定める設立時理事の選任方法の具体例

- i 定款の定めに基づき、設立者の全員の同意をもって選任する方法
- ii 定款の定めに基づき、設立時評議員の過半数をもってする決定により選任する方法

5 業務執行の決定（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 2 部第 1. 1 (7)）

設立中の一般社団法人における業務執行の決定は、原則として設立時社員が行い、定款に別段の定めがない場合には、設立時理事が、理事会設置一般社団法人における設立時代表理事の選定その他法人法に規定がある事項に限り、その決定を行うこととなる。

したがって、一般社団法人の成立前は、定款記載の最小行政区画内における主たる事務所又は従たる事務所の具体的な所在場所の決定等は、定款に別段の定めがない限り、設立時社員の議決権の過半数によって行うべきこととなる。

一方、一般財団法人では、定款記載の最小行政区間内における主たる事務所の所在場所の決定等の設立中の一般財団法人における業務執行の決定は、原則として設立者（遺言執行者）が行うこととなる（平 20. 9. 1 民商 2351 号第 3 部第 1. 1 (7)）。

6 設立の登記

6-1 登記期間

【図表 15 設立登記の登記期間】

一般社団法人 (一般社団301条1項)	一般財団法人 (一般社団302条1項)
以下に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内 [平28-35-ア] ・ 設立時理事等の調査終了日 ・ 設立時社員が定めた日	以下に掲げる日のいずれか遅い日から2週間以内 ・ 設立時理事等の調査終了日 ・ 設立者が定めた日

6-2 登録免許税

【図表 16 各会社、一般社団・財団法人の設立登記の登録免許税（率） 暗記】

株式会社	特例 有限会社	合同会社	合名会社 ・ 合資会社	一般社団法人 ・ 一般財団法人
資本金の額 ×1,000分の7 計算額が15万円 に満たないとき は15万円	/	資本金の額 ×1,000分の7 計算額が6万円 に満たないとき は6万円	6万円	

6-3 申請人

一般社団（財団）法人の設立の登記は、当該一般社団（財団）法人を代表すべき者（設立時代表理事）の申請によってする（法人 318 I・319 I）。

なお、設立時代表理事が数人いる場合であっても、その1人から申請することができる。

[昭 56-37-1, 平 7-29-エ]

【図表 17 設立登記申請における添付書類 **暗記**】

	一般社団法人（法人 318Ⅱ）		一般財団法人	
定款	○	[平 25-35-ア]	○	
財産の抛出に関する書面	×		○	財産の抛出の履行があったことを証する書面 [令 3-34-エ]
設立時理事等の選任	○	ある設立時社員の一致があったことを証する書面	○	設立時評議員，設立時理事及び設立時監事の選任に関する書面
就任承諾書	○	設立時理事，設立時監事及び設立時代代表理事が就任を承諾したことを証する書面	○	設立時評議員，設立時理事，設立時監事及び設立時代代表理事が就任を承諾したことを証する書面
本人確認証明書	○	設立時理事，設立時監事についての本人確認証明書 [令 5-35-ア]	○	設立時評議員，設立時理事，設立時監事についての本人確認証明書
選任議事録への印鑑証明書	×		×	
就任承諾書への印鑑証明書	○	設立時理事（理事会設置一般社団法人においては，設立時代代表理事）の就任承諾書に押印された印鑑についての印鑑証明書 [平 28-35-イ，平 29-35-ア]	○	設立時代代表理事の就任承諾書に押印された印鑑についての印鑑証明書
会計監査人に関する書面	○	(注 1)	○	(注 1)
設立時理事等による設立手続の調査	×	[令 4-35-エ]	×	(注 2)
主（従）たる事務所の所在場所の決定	○	ある設立時社員の一致があったことを証する書面 [平 31-35-ア]	○	設立者の一致があったことを証する書面

(注 1)

- i 設立時会計監査人の選任に関する書面
- ii 就任を承諾したことを証する書面
- iii 設立時会計監査人が法人であるときは，当該法人の登記事項証明書。
ただし，当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。なお，申請書に会社法人等番号を記載した場合，その他法務省令で定める場合には，添付することを要しない。
- iv 設立時会計監査人が法人でないときは，その者が公認会計士であることを証する書面

(注 2) 金銭以外が抛出された場合の，「財産の抛出の履行があったことを証する書面」として，設立時理事・監事の調査報告書が使われることがある。

令和7年 第35問

一般社団法人の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 公告方法を電子公告としたときは、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法を登記することはできない。
- イ 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を理事会に出席した代表理事とする旨の定款の定めがある場合において、代表理事を選定する理事会に出席した代表権を有しない理事が当該理事会の議事録に署名又は押印していないときは、代表理事の変更の登記の申請書には、当該定款を添付しなければならない。
- ウ 名称変更の登記の申請をする場合には、当該名称変更が、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって可決された社員総会の議事録を添付しなければならない。
- エ 設立の登記の申請書に添付する公証人の認証を受けた定款には、2人以上の設立時社員の氏名又は名称及び住所が記載されていなければならない。
- オ 最終事業年度に係る貸借対照表に計上した基金の額が5億円以上の一般社団法人は、会計監査人設置の定めの設定及び会計監査人の就任の登記を申請しなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

民法 講義教材

第634条（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、（ ① ）に応じて報酬を請求することができる。

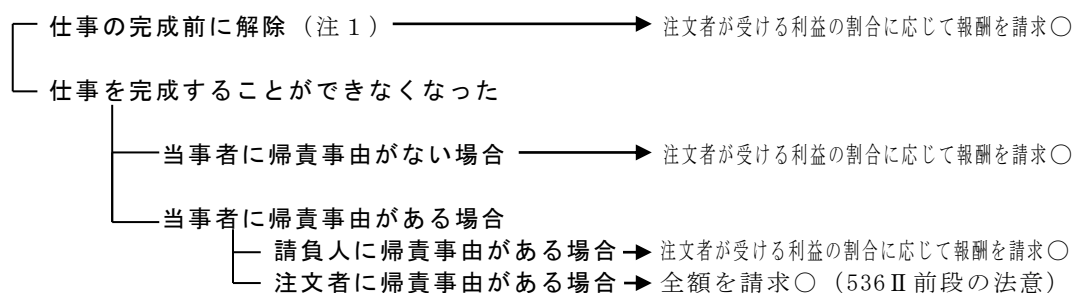
① （ ② ）事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

② 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

① 注文者が受ける利益の割合 [令5-18-オ]

② 注文者の責めに帰することができない

【図表18 仕事が完成することができなくなった場合等の報酬請求できる額】



（注1） 請負人の債務不履行により注文者が解除した場合も含まれる。

第636条（請負人の担保責任の制限）

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを（ ① ）ときは、この限りでない。

第637条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

I 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を（ ② ）以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

II 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を（ ③ ）によって知らなかったときは、適用しない。

① 知りながら告げなかった [令5-18-エ]

② 知った時から1年

③ 知り、又は重大な過失

《注釈》仕事完成義務の不履行を扱う民法の規律

請負人は仕事完成義務を負っており、その内容は、請負契約の内容に適合した仕事を完成させることにある。したがって、①請負人が仕事を完成させなかった場合のみならず、②仕事を完成させたものの、その内容が請負契約の内容に適合していない場合には、注文者は、請負人に対して、仕事完成義務の不履行を理由とする救済を求めることができる。

このうち、仕事の目的物が種類・品質に関して契約の内容に適合しない場合には、559条を介して、売買における目的物の契約不適合に関する規律が準用される。

その結果、仕事の目的物の種類・品質に関する契約不適合の場合に、注文者に与えられる救済は、以下のようになる。

- ・ 追完請求権（562条の準用）
- ・ 報酬減額請求権（563条の準用）
- ・ 損害賠償請求権・解除権（564条の準用）

第641条（注文者による契約の解除）

（ ① ）間は、注文者は、（ ② ）損害を賠償して契約の解除をすることができる。

① 請負人が仕事を完成しない [令5-18-イ]

② いつでも [平23-19-エ]

[趣旨]

契約成立後、何らかの事情で注文者がもはや請負人による仕事の完成を必要としないと考えに至った場合にまで請負人の仕事を継続させることは、注文者にとっては無用のことであり、また、社会経済上も不利益である。そこで本条は、一定の要件の下に、注文者の解除権を認める。

《注釈》

解除前においては損害額が不明確でその算定も困難であるため、まず解除をし、その後に請負人に損害があればその賠償の責に任ぜられるものと解されている。

→ 「損害を賠償して契約の解除をする」という表現がされているが、損害賠償の提供は解除の要件ではない(大判明37.10.1)。

ハイレベル 報酬債権の譲渡・差押えの可否

給付が可分で当事者がその給付について利益を有するときは、すでに完成した部分については解除できず、未完成の部分について解除できるにすぎない（大判昭7.4.30）。

第642条（注文者についての破産手続の開始による解除）

I 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、（ ① ）は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、（ ② ）後は、この限りでない。

II 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

III 第1項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

① 請負人又は破産管財人

② 仕事を完成した [令5-18-ウ]

[趣旨]

後払いである請負人の報酬債権を確保して請負人を保護すべく、本来、当然には契約に影響を与えない注文者の破産手続開始の決定をもって、請負人・破産管財人に請負契約の解除権を与えるものである[昭58-7-5/昭63-7-5/平7-1-5]。

第753条 削除

第754条（夫婦間の契約の取消権）

夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

改正第754条 削除

改正の趣旨・ポイント

改正の趣旨

従来民法では、夫婦間で交わした契約は婚姻中であれば一方的に取消可能であった（民法754条）。これは、夫婦の特別な関係性を考慮し、契約の拘束力を緩和するための制度であったが、この制度には「契約が守られない」「公平性に欠ける」といった批判があり、令和6年の民法改正により、夫婦間契約の取消権が廃止されることとなった。これにより、夫婦間の契約も通常の契約と同様に法的拘束力を持つことになる。

この改正により、夫婦間の契約を交わす際には、より慎重な判断が求められるようになると考えられている。

《確認》

[平3-23-4/平20-21-オ/平30-20-イ]

A男とB女について婚姻の届出がされている。

A男は、B女に対し、不動産を贈与したが、その後、A男とB女の婚姻関係が実質的に破綻するに至った場合には、A男は、民法第754条の規定によって当該贈与契約を取り消すことができない。

○

< MEMO >

記述編 講義教材

所有権移転（相続①）

（甲区）

<平 17・27 類題>

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	（省略）	（省略）	（省略）
2	所有権移転	平成10年11月25日受付第1111号	原因 平成10年11月25日売買 所有者 （住所省略）A

（乙区）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成12年11月25日受付第2222号	原因 平成12年11月25日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 （住所省略）A 根抵当権者（住所省略）K株式会社

（事実関係）

- 平成27年12月26日、Aは、死亡した。Aには妻Bのほか、C、D及びEの3人の子がいたが、Eは、平成8年7月6日に死亡している。
- Eには、妻Fと子Gがいるほか、婚姻関係のないHとの間に子Iがおり、Eは、Iを認知している。

登記の目的	所有権移転
原因	平成27年12月26日相続
相続人（被相続人 A）持分	1 2分の6 B 1 2分の2 C 1 2分の2 D 1 2分の1 G 1 2分の1 I
添付書類	登記原因証明情報 （被相続人Aの戸籍謄本、BCDEGIの戸籍謄本） 住所証明情報（BCDGIの住民票の写し） 代理権限証明情報（BCDGIの委任状）
課税価格	金〇〇円
登録免許税	× 4 / 1 0 0 0

登記の目的	1 番根抵当権変更
原因	平成27年12月26日相続
変更後の事項	債務者（被相続人 A）BCDGI
権利者	K株式会社 （会社法人等番号 1234-56-789012） 代表取締役〇〇
義務者	BCDGI
添付書類	登記原因証明情報 登記識別情報（BCDGIの甲土地甲区3番の登記識別情報） 印鑑証明書（BCDGIの市町村長作成の印鑑証明書） 代理権限証明情報（BCDGI及びK株式会社の代表取締役の委任状） 会社法人等番号（K株式会社の会社法人等番号）
登録免許税	金1,000円

<キホンひな形の変形>

事 例	修正が必要な個所 及び 表現
保存行為で申請する場合（注）	<p>相続人（被相続人 X） ○○市○○町○丁目○番○号 （申請人）持分 2 分の 1 A</p> <p>○○市○○町○丁目○番○号 2 分の 1 B</p>
胎児が相続人の場合	<p>相続人（被相続人 X） ○○市○○町○丁目○番○号 （申請人）持分 2 分の 1 B</p> <p>○○市○○町○丁目○番○号 2 分の 1 B 胎児</p>
失踪宣告で死亡と扱われた場合	<p>普通失踪の原因日付 最後に音信があったのが平成 14 年 6 月 6 日である場合、 → 平成 14 年 6 月 7 日を起算日として、7 年間の普通失踪期間が満了する平成 21 年 6 月 6 日の午後 12 時に死亡したものみなされる。</p> <p>特別失踪の原因日付 例えば、甲が乗船していた船舶が台風によって沈没し、この時から甲が 1 年以上を経過しても帰来しないため特別失踪宣告がされた場合、 → 台風が去った時に甲は死亡したものみなされる。</p>

（注） 相続登記の申請人（相続人が数人いる場合）

		可 否
登記名義人 X	① 相続人の全員が、全員のために相続登記を申請	○
相続人 A B C D	② 相続人の 1 人が、全員のために相続登記を申請	○（民 252 但書） [58-19(3), 1-19(5), 7-15(エ)]
	③ 相続人の 1 人が、自己の相続分のみの相続登記を申請	×（昭 30.10.15 民甲 2216 号） [3-27(5), 12-23(エ) 令 4-21(オ)]

- 共同相続人全員が、各自己の相続分のみについて、個々に「別件」として「同時」に相続による所有権移転登記を申請した場合であっても、不登 25②の規定により却下される（昭 30.10.15 民甲 2216 号）。[令 6-19(ア)]

ハイレベル 保存行為 比較事例

甲乙共有不動産について、乙死亡による相続登記を、乙の相続人全員のために、甲（乙の相続人でない）から申請することはできない（登記研究 258-74）。


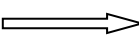
関連論点

1-1 相続があった場合の判断手順

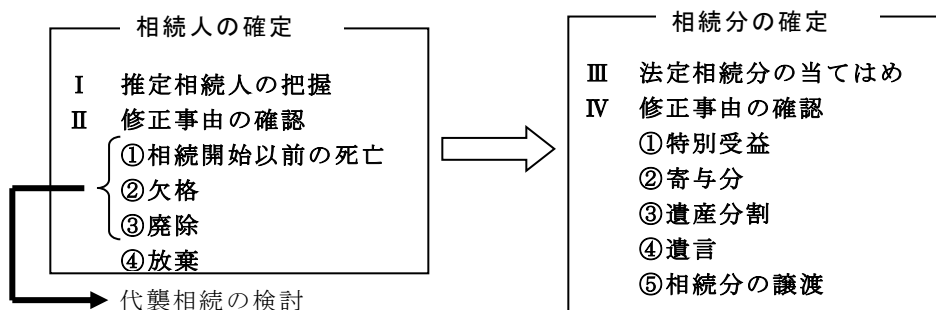
ルール
ある者の死亡
→①相続財産を認定せよ
②他の登記で申請人になっている者が死亡していないかを確認せよ

ルール
根抵当権者・根抵当権の債務者の死亡
→ 6ヶ月が経過する時点を確認せよ

1-2 相続登記の可否

イメージ	論点	相続登記の可否
 権利能力なき 表題部 代表者A → 死亡	権利能力なき社団所有の不動産について、所有権登記名義人である代表者が死亡した場合 [26-20(ウ)] (令4記述)	×
委託者  受託者 → 死亡	信託財産である不動産につき単独受託者が死亡した場合 [元-24(1), 14-25(オ)]	×

1-3 相続人・相続分の判断手順



ルール
ある者の死亡
→ ①遺贈はないか
②遺産分割がないか
をチェックせよ

2 相続を証する市町村長が職務上作成した情報（令別表 22 添）

2-1 戸籍に関する証明書

証明の対象	① 相続の開始（被相続人の死亡） ② 申請人が相続人であること ③ 申請人の相続分 ④ 他に相続人が存在しないこと（注 1） ⑤ 被相続人と登記名義人との同一人性（注 2）
戸籍に関する証明書の種類	① 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍一部事項証明書） ② 除籍謄本（除籍全部事項証明書）、同抄本（除籍一部事項証明書） 戸籍に記載されている人全員が、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれ、その戸籍に誰もいなくなったために除籍簿に移されたものの証明書。
	→ 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本等 + 相続人の現在の戸籍謄本 が必要

（注 1）比較実例

ある不動産を相続人の 1 人に相続させる旨の遺言書により、相続登記を申請する場合は、申請書に添付する相続を証する書面は、相続の開始があったこと及び相続分の指定を受けた者が相続開始時において適法な相続人であることを証明するもののみで足りる（登記研究 386-99）。

[5-26(2)]

[14-23(4)] A が「甲土地を共同相続人のうち弟 E に相続させる。」旨の遺言をして死亡した場合には、E は、当該遺言書及び E が A の弟であることを証する戸籍謄本を申請書に添付すれば、先順位の相続人がいないことを証する書面を添付することなく、甲土地について E への相続の登記を申請することができる。	×
--	---

本肢のように、「何某に対し次の財産を相続させる」旨記載された遺言書による相続登記の申請書には、相続の開始があったことの証明及び相続分の指定を受けたものが相続開始時において適法な相続人であることの証明（先順位の相続人がいないことの確認）のために戸籍謄本等の添付を要するものとされている（登研 458-94）。

（注 2）（平 29 年 3 月 23 日民二 175 号）

		論点		結論
		登記名義人 A ↑ 同一？ ↓ 申請書（被相続人 A）	同一性を証する情報が別途要求される場合	
要求される書面の適格性（注）	住民票の写し		適格性あり （本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）	
	戸籍の附票の写し		適格性あり [31-13(イ)] （登記記録上の住所が記載されているものに限る。）	
		被相続人名義の登記済証	適格性あり [31-13(ア)]	

※ 不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができる。

所有権移転（相続⑥）

1人っ子相続 [平 31 年記述式]

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成5年6月10日 第27566号	原因 平成5年6月10日売買 所有者 名古屋市北区桜島二丁目 7番12号 甲山一郎

[平成31年1月18日甲山大介から聴取した内容]

- 1 甲建物は、生前に父・甲山一郎が購入し、両親が住んでいましたが、今は誰も住んでおらず空き家の状態です。今後、使う見込みもないので売却に向けた準備をしています。
- 2 父は、平成24年7月21日に他界しました。父の相続人は、母・甲山友子と私の2人でしたが、平成30年2月12日、母も他界しました。母の相続人は私1人でした。父も母も遺言書は残しておらず、遺産の分割の協議を行ったこともありません。

登記の目的	所有権移転
原因	平成24年7月21日相続
相続人	（被相続人 甲山一郎） 持分2分の1 甲山友子 上記相続人甲山大介 2分の1 甲山大介
登記の目的	甲山友子持分全部移転
原因	平成30年2月12日相続
相続人	（被相続人 甲山友子） 持分2分の1 甲山大介

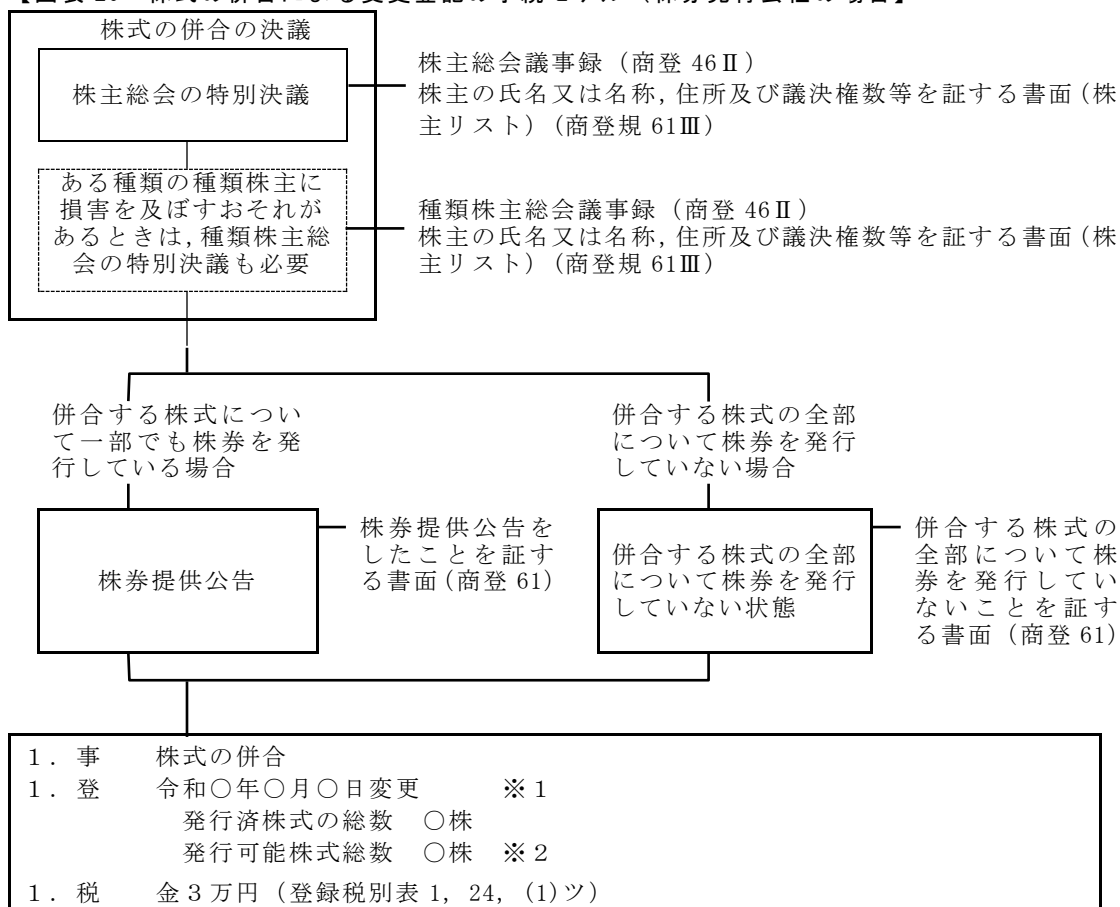
<父母が順次死亡した場合における登記手続>

Aの死亡により、Aの配偶者BとABの子Cが共同相続人となったが、相続登記未了の間にBが死亡した場合において、AからCに相続を原因とする所有権移転の登記をするためには、Cを相続人とする遺産分割協議書等を添付する必要がある、その添付がない場合には、まず、BCへの相続を原因とする所有権移転の登記をした上で、Bの持分についてCへの相続を原因とする持分全部移転の登記をすべきである（登研758-171）。

第6節 株式の併合

1 手続モデル

【図表 20 株式の併合による変更登記の手続モデル（株券発行会社の場合）】



※1 登記事項につき[平 25-31-ア, 平 30-31-ウ]

※2 発行可能株式総数を変更している場合には、発行可能株式総数の変更の登記をしなければならない（平 27.2.6 民商第 13 号）。

<株式の併合がある場合に検討しなければならない事項>

1 決議権限

- 株主総会（特別決議）で決議をしているか（会社 466）
- 種類株主総会が必要かをチェック

2 決議内容

- ① 異種類間での併合はすることができない[平 25-31-エ]
- ② 公開会社の場合、発行済株式総数が発行可能株式総数の4分の1未満にできない

3 株券提供公告[平 25-31-オ]

- ① 公告媒体は適法か
- ② 1か月以上の期間を設けているかを確認

2 論点チェック

① 株式併合に伴って、通知や公告が要求されることがあるか。そして、それは商業登記法での立証書面として要求されるか。

株式の併合の決議をしたときは、決議で定めた効力発生日の2週間前までに、株主（種類株式発行会社では併合する種類の種類株主）及びその登録株式質権者に対して、併合の割合等、決議で定めた事項を通知しなければならない（会社181Ⅰ）。

この通知は、公告に代えることができる（会社181Ⅱ）。

なお、「公告又は通知をしたことを証する書面」を添付することを要しない。

② 株券発行会社で、併合する株式の一部のみに株券を発行している場合、株券提供公告が必要か。

併合する株式について、株券が一部でも発行されている場合には、併合する株式（種類株式発行会社では併合する種類の株式）の株券を提出しなければならない旨を公告し、かつ、各別に通知しなければならない（会社219Ⅰ柱書・Ⅰ②）。

③ 株式併合に伴って、自己株式も減少するか

株主は、株主総会決議で定めた効力発生日に、その前日に有する株式（種類株式発行会社にあつては併合する種類の株式）の数に併合の割合を乗じて得た数の株式の株主となる（会社182）。

株式の併合は、株主の有する株式が、一律に、比例按分して減少するものであるので、自己株式も含めて（商事法務1741-16）、発行済株式の総数が、割合的に減少する。

④ 株式併合に伴って、発行可能株式総数はどうなるか。

株式会社は、株式の併合をしようとするときは、株主総会の決議によって、①併合の割合、②効力発生日、③株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類、及び④効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならない（会社180Ⅱ）。そして当該決議に従って、効力発生日に、定款の発行可能株式総数は変更されるものとみなされる（会社182Ⅱ）。

したがって、株式の併合に係る併合比率に応じた発行可能株式総数の減少による変更の登記も申請しなければならないわけではない。[平25-31-イ、平31-29-イ]

⑤ 株式の種類ごとに異なった併合比率でした株式の併合による変更の登記の申請をすることができるか

株式会社は、株式の併合をしようとするときは、株主総会の決議によって、①併合の割合、②効力発生日、③株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類、及び④効力発生日における発行可能株式総数を定めなければならない（会社180Ⅱ）。よって、種類株式発行会社にあつては株式の種類ごとに異なった併合比率で併合をすることができる。[25-31-ウ、令4-29-ウ]

設問1. 申請書を作成せよ

商号	株式会社鈴木楽器
発行可能株式総数	2万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6,000株 各種の株式の数 甲種類株式 2,000株 乙種類株式 4,000株
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	甲種類株式 1万株 乙種類株式 1万株 1. 剰余金の配当 剰余金については、甲種類株式の株主に対し、乙種類株式の株主に先立ち、1株につき金300円の剰余金を支払う。 1. 種類株主総会の決議を要しない事項 法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、甲種類株式及び乙種類株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときであっても、当該種類株主総会の決議を要しない。
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の甲種類株式及び乙種類株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

事実関係	
【令和3年2月21日開催の株式会社鈴木楽器の臨時株主総会における議事の概要】	
第1号議案 株式の併合の件	
議長は、当会社の株式数を見直し、次のとおり株式を併合する必要がある旨を詳細に説明し、その可否を議場に諮ったところ、出席株主全員が賛成し、可決確定した。	
(1) 乙種類株式2株を1株に併合する。	
(2) 株式の併合の効力発生日は、令和3年3月1日とする。	
(3) 効力発生日における発行可能株式総数は1万株とする。	

申請書	
1. 事	株式の併合
1. 登	令和3年3月1日次のとおり変更 発行済株式の総数 4,000株 発行済各種の株式の数 甲種類株式 2,000株 乙種類株式 2,000株 発行可能株式総数 1万株
1. 税	金3万円（登録税別表1.24.(1)ツ）
1. 添	株主総会議事録 1通 株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面 1通 委任状 1通

- 株式会社鈴木楽器は非公開会社であるため、効力発生日における発行可能株式総数は、発行済株式の総数の4倍を超えることができる。

<最後に>

模擬講義のご受講、最後まで本当にお疲れ様でした。そして、誠にありがとうございました。

このパーフェクトローラー講座(パーロー講座)は、基準点付近の受験生が、確実に基準点を突破し、さらに合格点まで到達できるように徹底的に設計された講座です。

この試験には、大きく2つの“山”があると考えています。

- ひとつは、基準点まで得点を伸ばすこと
- もうひとつは、基準点を越えた上で、さらに得点を積み上げること

この講座は、まず基準点という“第一の山”を超え、その先の「あと1歩」をしっかりと踏み出すために、非常に有益なサポートとなると確信しています。これまで、多くの基準点付近の受講生の声を丁寧に拾い上げ、教材・講義に反映してきました。その積み重ねの成果が、このパーフェクトローラー講座なのです。

○「何とかあと1歩突き抜きたい」

○「自分に足りないものがわからない」

そんな悩みや葛藤を感じている方は、ぜひこの講座の受講をご検討ください。きっと、突破のヒントが見つかるはずです。

皆さんと教室でお会いできる日を、心より楽しみにしています。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2025 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU25585